

杉並区会計年度任用職員(臨時)【一般事務補助】

募集案内

令和8年1月9日
杉並区

【1】採用区分及び応募資格等

(1) 採用区分等

| 採用区分 | 勤務様式 | 採用予定数 | 勤務場所 |
|--------------|--------|----------------|-------------------------|
| 会計年度任用職員(臨時) | 一般事務補助 | 1日7時間・ 1週4日 | 1名程度 杉並区役所 区民課区民係 |

(2) 仕事内容

書類の整理、封書の開封作業及び仕分け、パソコンによる各種入力事務など

(3) 任用期間

令和8年4月1日から令和8年5月31日まで

※条件付採用期間(試用期間)1か月

(4) 応募資格

- ① 国籍を問わず、高校卒業程度の学力を有する方
- ② 次に掲げる事項に該当する方は、応募できません。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ※ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)は受験できません。

【2】申込方法

所定の申込書に必要事項を記入し、次により申し込んでください。

| 申込方法 | 申込期限 | 送付先・申込場所 |
|-----------------|--|--|
| 郵送 または 持参 | 令和8年1月23日(金)まで(必着) (持参の場合は土曜、日曜、祝日を除く 午前8時30分から午後5時まで) | 〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区役所 区民生活部区民課区民係(東棟1階) |

- ※ 郵送で申し込む場合には、封筒の表面に「会計年度任用職員（臨時）【一般事務補助】採用選考申込書在中」と赤字で明記し、必ず簡易書留により郵送してください。簡易書留によらないものの事故については一切の責任を負いません。
- ※ 応募書類は返却いたしません。収集した個人情報は、個人情報の保護に関する法律及び杉並区個人情報の保護に関する条例に基づき、適切に管理し、規定の保存年限経過後に廃棄します。

【3】 第一次選考

| | | |
|------|------|--|
| 方 法 | 書類選考 | 所定の申込書により書類選考を行います。 ※ 申込書は今回の選考にのみ利用し、その他の目的には利用いたしません。 |
| 合格発表 | | 合否にかかわらず、令和8年1月30日（金）までに第一次選考受験者に結果通知を発送します。 |

【4】 第二次選考

| | | |
|---------------|---|------------------------------------|
| 日時・場所 (予定) | ○令和8年2月3日（火） (時間等の詳細は第一次選考合格通知にてお知らせします。) ○杉並区役所本庁舎 | |
| 方 法 | 面 接 | 会計年度任用職員として必要な基礎的知識等について個別面接を行います。 |
| 合格発表 | 令和8年2月中旬予定（詳細は、第二次選考当日にご説明します。） | |

【5】 報酬・手当

時給 1,476円（令和7年12月1日現在）（地域手当に相当する報酬を含みます）

- ※1 特別区人事委員会勧告に基づく給与改定があった場合、報酬額が増減することがあります。
- ※2 通勤費を支給します。（上限1か月55,000円まで）
- ※3 採用前に報酬改定等があった場合はそれによります。

【6】 勤務条件・休暇

- ◇ 勤務日は原則として月曜日から金曜日までの間で、1週4日勤務です。
- ◇ 勤務時間は原則として午前9時から午後5時までの1日7時間勤務（休憩時間は別途60分）です。
- ◇ 年次有給休暇が任期・勤務日数に応じて付与されます。

【7】 社会保険・福利厚生

- ◇ 勤務形態に応じて、雇用保険に加入します。
- ◇ 労働災害補償又は公務災害補償の対象となります。

【8】 服務・人事評価

常勤職員と同様に、服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限が適用されるとともに、人事評価、分限処分、懲戒処分の対象となります。

【9】 会計年度任用職員とは

会計年度任用職員とは、令和2年度から新たに創設される地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職の非常勤職員です。常勤職員が担う業務の遂行を補完する職として採用されます。

【10】 申し込み・問合せ先

杉並区役所 区民生活部区民課区民係

〒166-8570

東京都杉並区阿佐谷南1-15-1

TEL: 03-3312-2111 (代表) 内線1194

杉並区役所ホームページ <https://www.city.suginami.tokyo.jp>